

## 指導行政のポイント

### “義務教育費国庫負担法”の改正

菱村 幸彦

さる3月7日、「義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法案」（以下「改正法案」）が国会に上程された。

#### 長期給付費と公務災害補償費を外す

昨年、本研修資料（46号）で取り上げたように、地方分権改革推進会議「中間報告」（平成14年6月）が、「現行の義務教育費国庫負担制度の見直しを検討すべきことを提言したい」と指摘したことに端を発して、義務教育費国庫負担制度のあり方が緊急の課題となった。

文部科学省は、この課題について、

義務教育の水准确保という制度の根幹を保持しつつ、最大限の見直しを行う、

国庫負担対象経費を国が真に負担すべきものに限定することにより、平成15年度から平成18年度までに数千億円の縮減を目指す、という方針のもとに検討を続けてきた結果、今回の法案提出となったわけだ。

改正法案は、共済費長期給付および公務災害補償に要する経費を国庫負担から外し、一般財源化している。平成15年度予算案で国庫負担金から外された共済費長期給付経費は2,167億円、公務災害補償経費は17億円である。

改正法案について、まず、気になるのは、これらの経費が国庫負担から外された場合、地方の負担が増えるけれど、その財源はどうなるのかということだ。

この点については、国庫負担から外された分の財源として、2分の1を地方交付金で、2分の1を地方特例交付金で措置することとなっている。つまり、国庫負担縮減分に相当する経費の地方財源は全額確保されることになる。

交付税の不交付団体である東京都についても、地方特例交付金によって財源措置されるほか、足りない部分は、調整債の発行でまかなうことが検討されていると聞く。

#### 義務教育水准确保の根幹を維持

次に、国庫負担の対象から外された場合、共済費長期給付や公務災害補償の費用負担が払い込まれないおそれはないのか。

この点は、別の法律で義務づけられているので心配はない。すなわち、共済費長期給付については地方公務員等共済組合法で、公務災害補償については地方公務員災害補償法で、それぞれ都道府県に費用負担が義務づけられているから、払込がないということはありません。

教育界の最大の懸念は、今回の法改正が、義務教育費国庫負担金全額の一般財源化への第一歩にならないか、ということであろう。

文科省は、義務教育は国家の礎であり、憲法の要請により、すべての国民に対し、国民として必要な基礎的資質を養うものであるという認識をもっている。したがって、公立義務教育諸学校の教職員の給与費の2分の1を国が負担することは、義務教育にとって不可欠の制度という立場をとっている。

仮に義務教育費国庫負担金をすべて一般財源化するようなことがあれば、国として義務教育水準を確保することが危うくなる。義務教育費国庫負担制度の根幹を堅持することを強く望みたい。

（ひしむら・ゆきひこ＝公立学校共済組合理事長）

…本紙は、購読料不要です。配信の中止・FAX番号変更等の場合は、抹消・登録に必要な宛先、新・旧FAX番号、等を必ずご明記くださるようお願いいたします。

本紙は、小社ホームページでも閲覧できます

●新刊ご案内●

予約受付中 3月17日発売！

教育開発研究所刊

★重要答申・通知通達類を全文収録！ 【監修】菱村 幸彦／B5判270頁・定価2625円

## 『教職研修'03情報版』

3月末まで予約分は送料小社負担急送